

て二十六日セメント労働門司支部の應援を得て職業紹介所
員警察官立會の下に事業請負者と従業員側代表と會見交渉
の結果遂に左の條件にて解決す。

十一、解決條件

1、從業時間

二月末日迄午前七時より午後五時迄とす

三月以降は従前（午前六時三十分より午後五時三十分）
通り

休憩時間午前午後各十五分間宛盡食時~~三十分間~~とす

2、賃金

従來人夫最低八拾錢を九拾錢とす（但し女人夫は六拾錢）

3、事故退場其他

1、従來と雖も中途退場の場合は就勞時間に應じ相當の賃
金を支拂ひたり、將來と雖も絶對不拂のことなし、但

し中途退場の場合は必ず現場監督員の就勞證明を受く
こと

ロ、就勞世話係（監督）の冒動を戒め理解ある使役をなさ
しむること

ハ、トロ押作業其他の責任作業（請負）は世話係と協定す
ること

ニ、雨雪其他に因り作業中止をなす場合又は過勞作業と認
めたる場合は特に賃金歩増をなすこと

以上